

○大台町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱

平成21年1月13日告示第4号

改正

平成26年8月19日告示第156号

平成30年7月18日告示第110号

令和3年10月4日告示第158号

令和4年2月21日告示第14号

令和6年3月26日告示第56号

大台町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町（以下「町」という。）の印刷物等を広告媒体として活用することにより、町の新たな財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るため、町の印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の広報紙
- (2) 町ホームページ
- (3) その他町長が広告の掲載を認めるもの

(広告の掲載範囲)

第3条 広告内容（リンク先のウェブサイトを含む。）は、公共性及び品位を損なうことのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するも

の

- (6) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者の保護の観点からみて有害である又はそのおそれがあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれがあるもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町が認めるもの

2 広告を掲載することができる業種又は事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町から競争入札参加資格（指名）停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けているもの
- (2) 町税等を滞納しているもの
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと町が認めるもの

(広告の掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の優先順位は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における広告の掲載の優先順位は、第8条に規定する広告掲載申請書の受付順とする。

- (1) 第1順位 町内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前号に掲げるもののほか広告として掲載することが適當であると町長が認めるもの

2 前項の優先順位を適用する期間は、町長が別に定める。

3 求人広告は町内事業所のみとする。

(広告の適用除外)

第4条の2 前条第1号に規定する者からの依頼により、町の公共施設の利用促進に関する告知である場合、町が行う情報提供として取り扱うことができる。

(有料広告掲載検討委員会)

第5条 広告の掲載を適正に実施するため、有料広告掲載検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広告掲載基準に関すること。

- (2) 広告の審査に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 戰略企画課長
- (5) 福祉課長
- (6) 税務住民課長
- (7) 産業課長

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は、副町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総括する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、戦略企画課において処理する。

(広告の公募)

第6条 町長は、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を、町の広報紙への掲載、町ホームページへの掲載その他の適切な方法により公募する。

(広告の掲載位置等)

第7条 広告の掲載位置、枠数、規格、掲載料、掲載期間、その他必要な事項は、広告媒体ごとに町長が定める。

(広告の掲載の申請)

第8条 広告掲載希望者は、次に掲げる書類を添付して、広告掲載申請書（様式第1号）を町長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに提出しなければならない。

- (1) 納税証明書その他町税等を滞納していないことを証するもの（以下「納税証明書等」という。）ただし、町内に事業所を置くもの又は住所を有するものについては、町税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）を提出することにより、納税証明書等の提出を省略することができる。
- (2) 掲載しようとする広告の原稿
- (3) 事業内容を明らかにする書類（会社案内等）

(広告の掲載の決定等)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、委員会の審査を経て、当該申請の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、その結果を広告掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告を掲載する旨の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、指定期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告の変更等)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載内容等変更申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、指定期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 広告の掲載期間を変更するとき。

(2) 広告の掲載内容を変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、広告掲載申請書その他広告の掲載に関して変更があったとき。

2 町長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、当該申請の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の決定をしたときは、その結果を広告掲載内容等変更決定通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

4 広告主は、前項の規定により第1項第2号に係る変更を認める旨の通知を受けたときは、指定期日までに、変更しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を指定期日までに一括して納付するものとする。

(広告掲載料の収入年度)

第12条 前条の広告掲載料の収入年度は、当該広告掲載料の納付に係る指定期日の属する年度とする。

(広告掲載料の不還付)

第13条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 掲載しようとする広告の版下原稿等の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 掲載しようとする広告の版下原稿等に、イラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
(広告の掲載の決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告の原稿の取下げを申し出たとき。
 - (2) 広告主が指定期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。
 - (3) 広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (4) 掲載する広告が町の行政運営に支障を来たすとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書(様式第6号)により広告主に通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月19日告示第156号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成30年7月18日告示第110号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月4日告示第158号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月21日告示第14号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日告示第56号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。